

## I 本講義の内容のあらまし

本講義の中心的な内容は、以下の「3本立て」

- ① 簡単な私の略歴の紹介
- ② ②題目「パターナリズムとケア」についての話
- ③熊本大学法学部を去るに当たっての若干の感想めいた話

## II 私の大変私的な略歴

- ・ 1943年2月14日！2男2女の末っ子（姉一人は子どもの時に病死）として大阪で生まれる。父戦病死。父に似て？身体虚弱。母に育てられる。山口県の田舎へ疎開、中学から大学院、助手まで福岡。37年前から熊本大学の教員（法文学部→法学部）
- ・ 3度の「死に損ない」。→オプティミストに
- ・ 父の戦病死、貧乏の経験、身体虚弱、ひとの愛→やさしさの学習、平和主義者に
- ・ 研究生活へのスタート（大学院入学・民刑事法学専攻）の動機は、単に「もっと本が読みたい」。お金はなかったが「自由」を与えてもらった。
- ・ 妻一人、子ども二人（2男）あり。最低限のしつけとあとは「侵害原理」で子育て。
- ・ 嫌いなもの：威張る権力者

## III 私の研究経歴

### 1. 私の研究者としての出発—刑事法学の基礎理論（行為論）研究

九州大学大学院修士課程—助手時代、井上正治、後に井上祐司両先生から指導を受ける。修士論文は「ラートブルフの行為論」。ラートブルフの原著（独語）は難解で読解には哲学的・思想史的な素養を要し、法哲学（法理学）の水波朗教授にも指導を受ける。事実と価値の関わり、ことば、学問的廉直（学問的にどこまで語りうるのか？その方法）などに関心。

### 2. 熊本大学採用—法哲学研究へ（「事物の本性」Natur der Sache 概念の研究）

助手論文「刑法における行為概念の意味・機能」で熊本大学（法文学部）に採用（1971年）。（ポストは刑法で法哲学を担当。）以後法哲学研究に。1975年「事物の本性概念の『否認論』について」で法哲学会デビュー。

### 3. パターナリズムの研究

Gerald Dworkin（米哲学・倫理学者）の *Paternalism* (in Wasserstrom ed. *Morality and the Law* 1971) と題する短い論文に触発されてパターナリズム研究に。1981年「パターナリズムの概念」、1982年度法哲学会シンポで「法とパターナリズム」を発表。以後パターナリズムの研究を続け、2006年『パターナリズムの研究』（熊本大学法学会叢書8）出版。「個別・具体的な個人、弱い個人の尊重」に関心。

### 4. ケアの研究

近年は、「正義とケア」のテーマでも研究（2002年「正義の思考とケアの思考—正義とケア研究覚書—」など）。

### 5. 研究者としての自分の総括—ラッキーな研究者？

## IV 本題：「パターナリズムとケア」

ここでの話しの内容は、学部2年次生向けの「法の理論」の講義レジュメとして配布したが講義では省略したものを基本とし、それに次の専門研究者向けの講演と著書の内

容を加味したものの。

- 1) 京都女子大学での講演（「正義・ケアの議論と自律・パターナリズムの議論」、加茂直樹代表「21世紀日本の重用課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究」グループ主催（→『社会哲学研究資料Ⅲ』2005年3月）
- 2) 浜松医科大学での講演（「パターナリズムとケア」2006年
- 3) 拙著『パターナリズムの研究』（成文堂2007年）

## 1. パターナリズムの議論

### (1) パターナリズムの議論の興隆

1970年代から。G.Dworkin, Paternalism, 1971

日本では1980年代から。中村「パターナリズムの概念」1981

自律した個人の合理的な選択への懐疑と介入(干渉・保護)の必要性がポイント。

paternal ということばの使用は古くから。(ミルの『自由論』1857にも paternal government ということばが用いられているが、paternalism ということばの使用は19世紀の終わり、あるいは16世紀に起源を求める者もいる。日本でも、すでに井上茂、平野龍一、小谷野勝己、山田卓生らが、パターナリズムに言及している。

### (2) J.S.ミルの『自由論』(On Liberty, 1859)での基本的主張

侵害原理 harm principle とパターナリズムの「否認」(自律尊重とアンチ・パターナリズムの並存) →資料1

### (3) パターナリズムの概念(定式化)

語源は, pater(father)。原意は、父親がその権威・知識・力などを背景に子のために保護的に干渉すること。日本社会ではむしろ「マターナリズム」が一般的との指摘もある。介入態様の問題であろう。保護的干渉を「正当化する原理として」パターナリズムを定義する立場もある。(→G.Dworkin)しかし、実社会の中で行われるよき(正当化される)パターナリズムとあしき(正当化されない)パターナリズムとを区別して論じることの重要性を考えれば、正当化の要素は概念(定式化)からははずした方がよいと考える。→資料2

### (4) パターナリズムの具体例と医療におけるパターナリズムの問題例

1. 虫歯持ちのこどもが嫌がるのを、本人のために歯医者に連れて行く。
2. 本人の将来の生活の安定のために年金を積み立てさせる。
3. ドライバーの生命・身体保護のためにシートベルトを閉めさせる。
4. 信仰上の理由から輸血を伴う手術を拒否する患者にその生命を守るために手術を強行する。
5. 「死にたい死にたい」という患者が表明する意思に反して、死の危険と結びつくモノを患者から遠ざける措置を取る。

### (5) 本人の意思の尊重(自律尊重—後述)と本人の(利益の)ための介入のディレンマ

本人の意思を尊重しようとするれば、本人の利益(例えば生命・健康・安全等)が害される(おそれがある)というディレンマ(生命倫理で言われる自律と便益という二つの価値原理の対立)が含まれているというのがパターナリズムの問題の中核。(被介入者の利益と介入者の利益や権威との対立ではない。)このディレンマの解決が正当化の問題である。いくつかの考え方(モデル)がある。

### (6) パターナリズムの正当化モデル

1. 自由最大化モデル(被介入者のより広い範囲の自由を守るための介入は正当化される。)
2. 任意性モデル(被介入者の自己に関わる有害行為が、実質的に任意性を欠いている場合、または任意的か否かを確認するために当面の介入が必要である場合にのみ、介入が正当化される。)

3. 被介入者の将来の同意モデル(被介入者が、将来介入を承認することになるとされる場合に介入が正当化される。)
4. 合理的人間の同意モデル ((十分に)合理的である人間ならば当該介入に同意するであろうと言えるばあいには、介入は正当化される。)
5. 被介入者の意思が阻害されていなければ有すべき意思モデル (現に阻害されている被介入者の意思・決定が仮に阻害されていないとすれば被介入者が有したはずの意思に当該介入が適う場合には正当化される。)

1～4は、それぞれ難点を有し、特に4は、一見最も妥当なモデルのように見えるが、合理性の名において、本人が望まないことが押し付けられる危険性が非常に大きい(いわゆる「プロクルステスのベッド」)。5が最も難点の小さいモデルと考えられるが、さらに自律との関係を考察しておく必要がある。

### (7) パターナリズムと自律の関係

パターナリズムが、一般に不当なものとして非難される理由は、それが個人の自律(ここでは「自己決定」とほぼ互換的に用いる。)を侵害するからである。多くのアンチ・パターナリストが、その論拠として、ミルを引証するのもその故である。(多くの人のミル理解とは異なり、私は、ミルの自由論の読解を通して、ミルは、実質的には、パターナリスト(少なくとも部分的パターナリスト)であると考える。)

一方で、ミルは個性の重要性を強調したが、彼の想定する自らの主権者たる個人(ベストジャッジ、ファイナルジャッジ)は、やはり「田園社会の中年者」middle aged man = 「強い個人」であろう。自律能力の欠けた人びと、未成年者、精神に疾患ある者、未開の民などは、自己自身の主権者としては認められていない。後述の「弱い個人への眼差し」は見えない。
--

個人の自律を抽象化・普遍化し過ぎると、4のモデルのように、自分らしくない自分、合理的であるべきとされる「自分」(つまりは「他者」)による支配・介入が、自律の名において正当化されることになる。そこで自律を、できるだけ個々の「生身の」人間に即して捉え、その個人の中の「自分らしい自分」(中核的自己)と「自分らしくない自分」(周縁的自己)を区別して捉えることにより、例えば、苦痛のあまり、あるいは衝動的に「死にたい」と叫ぶ人のその表明された意思に即することが自律を尊重する所以ではないことと解する。(自律についての私の捉えかた→資料3)

そこで私の基本的立場は、自律を実現・補完するパターナリズムは、正当化される(よきパターナリズム)ということになる。このように考える背景には、近代的な独立した(independent)「強い個人」観から、相互に依存しあう(interdependent)「弱い個人」観への視点の移動がある。→ケア論との共通性

- ・ディレンマを解決する統合の視点—よきパターナリズム
- ・自律の尊重とは、個人の尊重の「実質」(自分らしい自分として生きることの尊重)

## 2. ケアの議論

### (1) ケアの議論の興隆

特に1980年代から、正義(自律した平等な個人の利害の衝突・権利保全のための公正・公平な枠組み)への批判・懐疑の議論興隆。(一つの大きな契機となったのは、ギリガンの書物。) care/justice debate と呼ばれる。80年代以降膨大な文献あり。→資料4

### (2) 正義の議論の一般的理解(学問上の整理)

正義概念も一様ではない。標準的な理解は次のように整理できる。

- ・正義概念の多様性

一般的正義（広義の正義—遵法・適法的正義）と特殊的正義（狭義の正義）

特殊的（狭義の）正義（現代特に論じられるのは狭義の正義）

形式的正義＝「等しいものを等しく」（等しからざるものは等しからざるように取り扱え） 等しいものが何かは必ずしも明らかではない。

実質的正義＝「等しさ」の実質的基準（例えば、「功績」「必要性」「能力」「人としての尊厳性」など。この正義は、さらに「配分的正義」と「交換的正義」とに区分される。例：アリストテレス）

手続的正義（一定の手続を踏んで到達した結論をもって正しいとする。価値多元主義が優勢な現代社会では特に有効。）

衡平（個別・特殊性・具体性の中で正義の一般原則を捉え直す。） ケアとの親和性(私)

応報としての正義（「目には目を、歯には歯を」、ハムラビ法典の「同害報復」）

互酬的正義（受けた恩恵にふさわしく報いる。未開社会にもあり（マリノウスキー）。

帰属原理としての正義（「各人に彼のものを（帰属させようとする常住不断の意思）」

「彼のもの」とは「権利（義務）」を指しているとされるが、ケアとの親和性あり（私見）

・正義を捉える視点は、時代とともに移動している。

人の徳性としての正義から社会（国家）の基本的枠組みのあり方の正しさへ

ギリシャ・ローマ（プラトン・アリストテレス、ウルピアエヌス＝古典的な定式：「各人にかれのものを」）→ ロールズ（原初状態での理念化された社会契約によって合理的に選択された原理としての正義＝公正 現代正義論の代表 後に「重なり合う合意」の強調。）

・正義の議論の根幹にあるもの

正義の実質をどのように捉えるかについては、多様な見解が展開されているが（たとえば井上達夫、改説後のロールズ、ドゥオーキン、A.セン、ケルゼンなど）、**根幹においては、人の人に対する扱い方、振舞い方についてのあるべき姿（価値）が問題とされていると考えてよい。その具体的な中味が、人々の自由・自律、平等（その新しい表現としての公正・公平）を価値として承認する視点を共通の基盤とするものであることには違いがないのではないか。（広義でのリベラリズムの立場）（私見）**

### (3) 正義の議論への批判—ケアの議論の展開

主流の（特にリベラリズムの）正義論がその基礎に据える人間像・社会像・道徳観などの偏り、狭さを批判する点で、共同体論、フェミニズム、ケアの議論は考え方を共有するところがある。ときに対立するが、概ね共同歩調をとる。

- ・ 共同体論（リベラリズム正義論への批判—それが基礎にすえる人間像・社会像・道徳観への批判 例えばサンデルの「負荷なき自我」批判
- ・ フェミニズム（政治的権利における平等から職場・家庭内における平等へ視点拡大） 特に注目されるのは、女性の視点から知・思考の枠組みの問い直し—現代正義論が男性中心主義的な偏りを隠し持つことの指摘（例えば、川本隆史の整理 → **資料5** 特に第3点）

・ ケアの議論の展開—二人の中心人物（C.ギリガンと N.ノディングズ）

**ギリガン**：ケアの倫理の提示 コールバーグの道徳性発達理論を批判—女性の道徳性（の発達）が低く評価されたのは、実は理論の枠組み自体にバイアスがかかっているから。道徳上の問題についての別の（＝女性の）「語り方」mode of describing, 「思考様式」 mode of thought に耳を傾けるべきと主張。→**資料6—1, 2**

**ギリガンの主張するケアの倫理の特徴**：人と人との関係性の中で他人の苦悩を見分け、それを緩和する責任、他人に対する気遣い・思いやりを示すという道徳性←→正義の倫

理：自己と他者の主張を平等・公平といった観点から、均衡させ、それぞれを尊重することを重視する道徳性

ノディングズ：ケアの倫理の理論化 →資料7-1, 2, 3

#### (4) ケアの議論と正義の議論の考え方（アプローチの仕方）の違い

両者の議論を踏まえて、正義とケアの議論をアプローチの違いとしてまとめるとつぎのようになる。

正義：他から分離独立した諸個人が、自らの利益を追求する中で起こる個々人の利害の衝突を調整する権利・義務に関わる公正・公平の規範・原則に基づいて普遍的・合理的、一般的に解決するアプローチ

ケア：互いに依存し合う傷つきやすい個人であるという基本認識のもとに、個別的な状況・文脈の中の人間に着目し、相手に関心をもって関わる、相手の立場に立って相手のニーズを感じとり応答するアプローチ

#### (5) 正義対ケアの関係—ケアの議論から何を汲み取るか？

- ・対立か統合か？—論争の整理

ケア優位説、統合不可能説、統合可能説→ 詳細は「ケア論」 p.96f.

\*ケアについて、「倫理」(ケアの倫理)を語り得るかという問に否定的に答える立場 (P.Allmark, *Can there be an ethics of care?*) は、A. ブラッドショーとの論争の中で展開されたものだが、後述の日常の言語の多義性、学問上の概念規定に関わる論点を含んでおり重要である。(私見)

- ・統合の可能性

統合の視点は、「個人の尊重」、弱い個人像への視点の移動。統合の可能性の根幹は、自らの生を創造し、他とは同化されない、かけがえのない個人の存在の尊重ではないか。統合により正義、ケア両概念の内容の豊饒化が可能となる。背景に近代的人間・個人観からより全体的・包括的、より具体的、よりありのままの、「弱き人間・個人観」への視点移動があるのではないか。→近代以降の道徳理論の主流が意図的・非意図的に削ぎ落としてきた個別具体的な生身の人間への眼差し、人間相互の依存的関係性、必ずしも合理的・論理的でないもの、直観的・情緒的・共感的なもの、ローカルなもの、臨床的なものへの自覚的な視座が含まれている。

- ・ケアの概念、ケアの本質、ケアの倫理に関する議論についての私見

「ケア」ということばから直ちに倫理的に価値あるもの、理念的なものを導き出そうとする議論は危うい。日常用語としてのケア (care) ということば自体は、極めて多義的であり、ケアが行われる目的や対象と無関係にそこから価値を読み取ることはできない。(殺人を企図している者も、その目的達成のために、対象を顧慮し、適切な手段・方法をめぐって周到なケアを行う。) ケアの概念、ケアの本質、ケアの倫理を語る場合に、ケアということばから価値を読み取ろうとするのは、このことばに予め (密かに、あるいは無自覚的に) 価値を読み込んで、それを取り出してくる (発見したと称する) のでは、論点先取りの誤謬を犯すことになるのではないか？

### 3. 全体のまとめ

ケアの倫理を提示したギリガン及び、それを理論化したノディングズなどを踏まえると、正義の議論は、他から分離独立した諸個人が、自らの利益を追求する中で起こる個々人の利害の衝突を調整する権利・義務に関わる公正・公平の規範・原則に基づいて普遍的・合理的、一般的に解決するアプローチとして、また、ケアの議論は、個人が互いに依存し合う傷つきやすい

存在であるという基本認識のもとに、個別的な状況・文脈の中の人間に着目し、相手に関心をもって関わる、相手の立場に立って相手のニーズを感じとり応答するアプローチと理解することができる。ケアの議論の登場には、背景に近代的人間・個人観からより全体的・包括的、より具体的、よりありのままの、弱い人間・個人観への視点移動ないしは近代以降の道徳理論の主流（正義の倫理）が意図的・非意図的に削ぎ落としてきた個別具体的な生身の人間への眼差し、人間相互の依存的関係性、必ずしも合理的・論理的でないもの、直観的・情緒的・共感的なもの、ローカルなもの、臨床的なものへの自覚的な視座が含まれている。両者は、対立的・択一的な思考方法として捉えるのではなく、相互補完的・統合的に捉えるべきではないか。その際の統合的理解の根幹となるものは、自らの生を創造し、他とは同化されない、かけがえのない個人の存在の尊重ではないか。

同様に、今日社会のあらゆる領域で称揚される自律的・合理的な人間・個人観も修正が必要であり、より具体的で、個別的な相互依存的で感情的な、しばしば誤りを犯す、弱い個人をもしっかりと見据えた社会理論、倫理の捉え方が必要であろう。そのような個人観・人間観の上にパターンナリズムも捉えなおすべきであろう。憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される。」との規定もそのような趣旨に理解すべきではなかろうか。このような考え方は、今後、教育、福祉、医療といった現代社会の諸問題を個別に解決し、また政策を立案する際に有効に働くのではあるまいか。

#### （ 要旨 ）

パターンナリズムの概念は自律(自己決定)と、ケアの概念は正義とそれぞれ対をなし、しばしば互いに矛盾する概念と理解されてきた。「確信的」自律論者からは、パターンナリズムは自律を侵害するが故に悪しきものとされ、「確信的ケア論者」からは、正義は現実の人間関係から乖離し、批判されるべきものとされてきた。本講義では、パターンナリズムとケアの議論に焦点を当てて、私論を述べてみた。以下はその骨子。

(ア) パターンナリズムの議論とケアの議論の両者は、現代社会の諸問題(法、政治、福祉、教育、医療等)を考える上で、重要な思考方法を提供するものである。

(イ) 両者は、それぞれ言われているように自律、正義と必ずしも矛盾するものではない。

(ウ) むしろ、両者はそれぞれ統合的に捉えられるべきである。

(エ) さらに、パターンナリズムとケアの思考は、重なり合うものとして理解されるべきである。

(オ) パターンナリズムの概念については、「悪しきパターンナリズム」と「よきパターンナリズム」とを区別して論じるべきである。

(カ) ケアをめぐる議論については、自然言語として、ケアという言葉が持つ「周縁意味」から来る不明瞭性・多義性を踏まえて、明確な目的・関心からの意味規定をすることにより、有益な議論を展開すべきである。

(キ) これらすべての議論の根底には、一人一人の人間(個々人)をかけがえのない存在として尊重するという、価値的な前提があると考えられる。

#### (参考)

上掲の拙著『パターンナリズムの研究』の他、中村「正義の思考とケアの思考—正義とケア研究覚書—」中村直美・岩岡中正編『時代転換期の法と政策』4 熊本大学法学会叢書5（成文堂2002）など。

#### V 熊本大学を去るに当たっての若干の感想—感謝と激励—

**資料1** 「文明社会の成員に対し、その意志に反して、正当に力を行使することができる唯一の目的は、他人に対する侵害を防止するという事にある。本人自身の幸福は、物質的なものであれ、精神的なものであれ、十分な正当化理由とはならない。そうすることの方が本人のためによりよいか、本人をより幸福にするとか、他の人々の意見によればそうすることが賢明であり、あるいは正当でさえあるからといって、彼に何らかの作為、不作為を強制することは正当ではあり得ない。・・・およそ人間がその行為につき社会に服さなければならない唯一の部分は、他人に関係する部分だけである。自分自身にのみ関係する部分については、彼の独立は当然絶対的である。自分自身に対しては、自分の身体・精神に関しては、その個人が主権者である。」

John Stuart Mill ; *On Liberty*(London,Longmans,Green,Readerand Dyer,5th ed.,1874)Chap.1,pp.21-22.

**資料2** 「ある者(S)が、他者(A)に対して何らかの危害を惹起する場合でなくても、S 自信のためになるという理由から個人または団体-例えば国家-が S に対して何らかの介入行為を行うことができるか。できるとすればいかなる条件のもとでか。」

中村直美、「法とパターナリズム」法哲学年報 1982『法と強制』47 頁。

**資料3** 「私は、カントの自律に関する見解に示唆されつつ、そこから離れて自律を具体的な内容をもった（つまり個々人の人生計画、価値観、欲求、感情、傾向性などに裏打ちされて現れる）自分の個性的な意志の決定に従うことととらえた上で、自律には自分で律する（決定する）という側面と自分を律するという側面があると考えて。前者は、自分の外にある力（物理的力、権力者、教師、親などの外的権威）の支配を排して、選択・決定・行動することであり、後者は、自分の中にある自分らしくないもの（一時の狂気・衝動・思い込みなど）を抑えて自分らしい選択、決定、行動をすることである。そして、その自分らしい自分を「中核的自己」とし、自分らしくない自分を「周辺的自己」としてとらえ、結局のところ、自律とは、この中核的自己が外的要因（自分の外にある力）の支配・統制を免れつつ、かつ周辺的自己をも支配・統制していることと理解する。私の考えている中核的自己とは、「ひとがもって生まれた素質をベースにしながら外的要因＝環境要因に直面しつつ、その都度その都度、発現する（つまり抹消的かつ一時的な）欲求、衝動、感情等を充足させたり抑圧したりしながら、思想・行動についてのその人なりの秩序立った枠組みを形成した（しかしなお形成・変化しつつある）状態」であり「その具体的な構成要素は、基本的な価値観・世界観・信条、ライフプランなどであり、それらはその人らしい選択や決定の際に根本的かつ持続的なものとして作動するもので…個性、人格、パーソナリティなどと呼ばれるものの骨格をなすもの」と言うことができる。」中村直美「エホバの証人の輸血拒否とパターナリズム」、法の理論 13（1993）。

**資料4** Annette C.Baier、Claudia Card、Joan Tronto、Alison M. Jaggar、Sara Ruddick、Virginia Held らが論陣を張り、これらの人々の主張は、その後ヘルドによって、『正義とケア』Justice and Care と題する書物（Virginia Held ed.:Justice and Care,Essential Readings in Feminist Ethics,Westview Press,1995）の中に集められている。その後も、Grace Clement: Care,Autonomy,and,Justice—Feminism and the Ethics of Care, Westview Press, 1996、Robin West: Caring for Justice, New York University Press, 1997、及び Nel Noddings, Justice and Caring: The Search for Common Ground in Education. Teachers College, Columbia University,1999 等が出版され、2000年代に入っても多様な領域でこのテーマに関する文献は、枚挙に遑がないほどである。特にケア・ケアリングと制度・政策との関わりという私の関心からは、ノディングズの Starting at Home-Caring and Social Policy,University of California Press,

2002 と、川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』有斐閣 2005 が注目される。

**資料5** 1) 正義論(主流派)は<有意な差異>があれば不平等な扱いをしても差別とはみなさない

(差異アプローチ)。しかし同じか違うかのものさし自体がすでに男によって定められており(男女の力の優劣関係による差別)、力の分配という観点から男女格差を問い直すこと(dominance approach)が必要。2) 公私の領域が区別されることによって、家族は正義の適用範囲外とされ、私的な領域での性差別が温存された。3) 正義論は、抽象的な権利をベースとする「男性的な推論モデル」で構成されており、責任やケアリング(他者へのケア、敏感な応答という道徳的態度)に基づく女性的な推論(理由付け)が看過されているのではないか。

川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワーク—』創文社(1995) 65-66頁の整理による。

**資料6-1** 「わたしが実際に耳にした女性たちの声は、研究や講義の折に読んだ心理学の文献に書かれていたこととはまったく異なる、一種独特な響きを持っていました。わたしは実にこのときに初めて、女性の発達を解釈するにあたって必ずといっていいくらい生じてくる、見逃すことのできない重大な問題に気がついたのです。そしてこまた、この問題が、心理学研究のなかでも重要な位置にある発達の研究が、つねに女性の声を無視してきたという事実と、けっして無関係ではない、と考えるようになったのです。・・・女性の実際の経験と人間一般の発達を記述していると称している理論の間にある矛盾は・・・むしろ・・・従来の人間発達の理論そのものに欠陥があるということ・・・人間一般という概念規定には問題があるということ・・・人間世界におけるひとつの事実を捨象しているということを指摘しているにほかならないのではないのでしょうか。」C.Gilligan; *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Harvard University Press, 1982. 岩男寿美子監訳『もう一つの声—男女の道徳観の違いと女性のアイデンティティ』川島書店、1986年), pp.1-2. 邦訳、xi-xii。

「男女の声を比較することによって、その背後にある二通りの異なる考え方の相違を明らかにしたうえで、その相違をどのように解釈すべきかという問題に焦点をあてたいと考えているのです。」Gilligan, op.cit. p.2. 邦訳前掲 xiii。

**資料6-2** 「(男性が一筆者補足) 道徳概念を正義として捉えることによって、道徳的思考の発達を平等と相互性の論理へと結び付けるように、女性は道徳の問題を、権利やルールの問題としてではなく、諸々の関係性の中でのケアと責任の問題と捉えることによって、自らの道徳的思考の発達を責任と関係性に対する自らの理解を変えることへと結び付けるのである。このように、ケアの倫理の基礎にある論理は、心理の論理(a psychological logic)であり、正義のアプローチを特徴付ける公正の形式論理とは対照をなすのである。」Gilligan, op.cit, p.73.

**資料7-1** 「倫理学は、これまで主として父の言葉で語られて来たと言えよう。つまり原理や命題という形で、正当化、公正、正義といった言葉を用いて。母の声を聞くことはなかった。人のケアリングとケアしケアされた記憶とが倫理的な応答の基礎をなすものであると私は主張するつもりであるが、それらはこれまで倫理的振る舞いの結果としてしか注目されることはなかったのである。」

N. Noddings; *Caring, A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, University of California Press, 1984

(立山善康他訳『ケアリング 倫理と道徳の教育—女性の観点から』晃洋書房1997年) p.1.

**資料7-2** 「正義は、しばしば、あまりにも割り切りすぎ、無邪気すぎ、感受性を欠きすぎです。わたしの国では、正義はよく、目隠しをして天秤を上げた女性の絵姿で表されます。ケアリングは、この目隠しをはずして、人びとが実際に何を乗り越えて進んでいるのかを、目の当たりにさせてくれるのです。」ノディングズ前掲訳書、日本語への序文 ii。

**資料7-3** 「われわれが他者に道徳的に対応しようとするときに、われわれの指針となるものはケアをする者としてのこの倫理的に望ましい姿・・・なのである。・・・私は原理の倫理をあいまいで不安定なものとして拒否する。原理があるところでは、どこでも例外が含まれるし、原理がわれわれをお互いから引き離してしまうように働くことがあまりにも頻繁に起こる。・・・他者の価値が否定され、異なった者として扱われる。われわれの努力は、・・・ケア

リングを展開させるような条件を維持することに向けられねばならない。原理とルールが倫理的な振る舞いの主要な指針となることを拒否するとともに、私は普遍化可能性という考え方も拒否しようと思う。・・・つまり、Xという条件下であなたがAをすることが求められるとすれば、十分に類似した条件下では私もまたAをすることが求められるということが真実であると（言われるが、しかし）・・・倫理的な出会いに関わる者の主観的な経験に依存する度合いが大きくて、私がしなければならないことをあなたもしなければならないと言えるほどに条件が十分に類似していることはめったにない。」 Noddings, *op.cit.* p.5.